

第 一 片

納 入 告 知 書 ・ 領 収 証 書		国 税 整 理 資 金		(番 号)													
右のとおり納付して下さい。 年 月 日 (国庫金) (国税収納令官、国税収納令官) (代理分任国税収納令官又は 国税収納令官代理官職氏名)		納付目的 (年 度)		下記の金額を領収し ました。 (領収年月日及び領 収者名)													
納付期限 (住 所)		(取 扱 庁 名)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">(受 入 科 目)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百 十 円</td> </tr> </table>		(受 入 科 目)						納付金額	百	十	万	千	百 十 円
(受 入 科 目)																	
納付金額	百	十	万	千	百 十 円												
納付場所 (氏 名)		費															

◎この納入告知書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

領 収 控	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 国 庫 金 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 国 税 収 納 金 資 金 収 納 整 理 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> (住 所) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> (番 号) </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> (氏 名) </div>	納付目的 下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)	
納付期限	(年 度)	(取 扱 庁 名)
納付場所	(受 入 科 目)	
殿	納付金額	百 千 万 千 百 十 円

領 収 通 知 書		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 国 税 収 納 金 資 金 整 理 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> (番 号) </div>
あて先 (国 税 収 納 命 令 官 代 理 分 任) (国 税 収 納 命 令 官 又 は 分 庁 所 属 官 職 氏 名 並 び 所 在 地)		納付目的 下記の金額を領収しました。 (領 収 年 月 日 及 び 領 収 者 名)	
(国 庫 金)		(住 所)	
(氏 名)		殿	
納付期限		(年 度)	
納付場所		(取 扱 庁 名)	
(受 入 料 目)		(納 付 金 額)	
百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円	

備考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11 cm、横21 cmとする。
- 2 各片は、一片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 4 納入者の住所及び氏名、受入科目、年度、取扱庁名、番号、納付の目的、納付期限、納付場所並びに金額は、この納入告知書の発行者が記載するものとする。
- 5 住所氏名欄は、左端から4 cm、上端から3.5 cmの部分に縦4.5 cm、横8 cmの大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあつては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。
- 6 分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理が取り扱う国税等に係る納入告知書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは、「(取扱庁名及び分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理在勤官署名)」とする。
- 7 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。